資料２

佐賀市地域防災計画　修正内容(抜粋)

〇林野火災編の見直し

修正内容	住民への火の取り扱いの啓発活動を推進

修正前	修正後	該当箇所
第３章　林野火災対策 第１節　災害予防対策計画 第１項　予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進 （略） 県、森林管理署、市、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため市民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。 １　市民等への予防思想の普及啓発 県、森林管理署、市及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く市民等への予防思想の普及啓発に努める。 （略） ３　火入れ対策 市及び消防機関は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。 （略） (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市及び消防機関への連絡手段等を確保すること。	第３章　林野火災対策 第１節　災害予防対策計画 第１項　予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進 （略） 県、森林管理署、市、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取扱いという人為的なものであることから、山火事予防運動等の機会や各種媒体を活用した火の取り扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。 １　市民等への予防思想の普及啓発 県、森林管理署、市及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信と広く市民等への予防思想の普及啓発に努める。 （略） ３　火入れ対策 市及び消防機関は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握を行うために、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。 （略） (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市及び消防機関への連絡手段等を確保すること。 また、市は許可した火入れ情報等を消防機関に共有する。	第５編Ｐ１１

第２項　防火林道等の整備 （略） Ｉ　防火林道の整備 県、森林管理署及び市は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。 （略） 第３項　消火活動体制の整備 （略） 県、市及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。 また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。	第２項　防火林道等の整備 （略） Ｉ　防火林道の整備 県、森林管理署及び市は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備、防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備に努める。 （略） 第３項　消火活動体制の整備 （略） 県、市及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。	

Ⅰ　消防施設の整備 　県及び市は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。	Ⅰ　消防施設の整備 　県及び市は、防火水槽、簡易防火用水及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 　県及び市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとし、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。	
（略） 〈新規〉	（略） ５　消防団との連携 　県及び市は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。	
第２節　災害応急対策計画 （略） 第２項　活動体制の確立 （略） 　県、森林管理署、市及びその他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、	第２節　災害応急対策計画 （略） 第２項　活動体制の確立 （略） 　県、森林管理署、市及びその他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、	

必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。 （略） 第３項　災害情報の収集・連絡、報告 （略） 　県、県警察、森林管理署、市、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。 　なお、県及び市は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。 （略）	必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。 　県及び市は、林野火災発生時において林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。 （略） 第３項　災害情報の収集・連絡、報告 （略） 　県、県警察、森林管理署、市、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。 　県及び市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するよう努めるものとする。 　消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するよう努めるものとする。 　なお、県及び市は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。 （略）	

第４項　消火活動 （略） 　県、市、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。 （略）	第４項　消火活動 （略） 　県、市、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。また、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。 （略）	

〇防災 DX の加速

修正内容	新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)の利活用促進、研修・訓練の実施

修正前	修正後	該当箇所
第４章　災害復旧・復興対策計画 第２節　被災者の生活再建等への支援 県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。 県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 （略）	第４章　災害復旧・復興対策計画 第２節　被災者の生活再建等への支援 県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。 県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 市は国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、被災者支援や生活再建業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。 （略）	第２編Ｐ２５３

修正内容	新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)の利活用促進、研修・訓練の実施

修正前	修正後	該当箇所
第２章　災害予防対策計画 第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第１項　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 県、市及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。 また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、県及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。 なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。 （略）	第２章　災害予防対策計画 第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第１項　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 県、市及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。 また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、県及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。 なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。加えて、各種防災関連システムの利活用や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。 （略）	第２編Ｐ２７

修正内容	防災 IoT システムによる被災状況の迅速な共有

修正前	修正後	該当箇所
第２章　災害予防対策計画 第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第１項　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 （略） １　情報の収集、連絡・伝達体制の整備 （略） （2）多様な情報収集手段の整備等 県、市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 （略）	第２章　災害予防対策計画 第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第１項　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 （略） １　情報の収集、連絡・伝達体制の整備 （略） （2）多様な情報収集手段の整備等 県、市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築し、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災 IoT システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。 （略）	第２編Ｐ２７

〇被災者支援の充実

修正内容	NPO、災害ボランティアとの平時からの連携、研修・訓練の推進

修正前	修正後	該当箇所
第２章　災害予防対策計画 第３節　市民等の防災活動の推進 第７項　災害ボランティア活動の環境整備 （略） 災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。 Ⅰ　災害ボランティア活動の環境整備 県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、平常時から、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。 （略）	第２章　災害予防対策計画 第３節　市民等の防災活動の推進 第７項　災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 （略） 災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。 Ⅰ　災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、平常時から、ＣＳＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 （略）	第２編Ｐ８０

県及び市は、行政・ＮＰＯ・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 県及び市は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。 また、県及び市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 （略）	県及び市は、行政・ＮＰＯ・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 （略）	

修正内容	物資の備蓄状況の公表

修正前	修正後	該当箇所
第２章　災害予防対策計画 第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第１０項　食料・飲料水及び生活必需品等の調達 （略） １　確保の役割分担 （略） (2) 市 市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	第２章　災害予防対策計画 第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第１０項　食料・飲料水及び生活必需品等の調達 （略） １　確保の役割分担 （略） (2) 市 市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を佐賀市防災備蓄計画におい	第２編Ｐ６２

	て推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。 　加えて、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。	
なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。 　（略）	なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、新物資支援システム（Ｂ－ＰＬｏ）により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。 　（略）	
２　備蓄方法等 　県及び市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。	２　備蓄方法等 　県及び市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど体制の整備に努める。 　また、県及び市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。	
（略）	（略）	

３　食料・飲料水 （略） (2) 飲料水の確保及び資機材の整備等 （略） また、市及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。 （略）	３　食料・飲料水 （略） (2) 飲料水の確保及び資機材の整備等 （略） また、市及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。 （略）	

〇新しい防災気象情報について

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>該当箇所</th></tr>
<tr>
<td>
第２節　災害発生直前対策
（略）
第１項　警報等の伝達等
（略）
１　風水害に関係する警報等の種類
（1）気象関係
ア　特別警報、警報、注意報
<table>
<tr><td>特別警報</td><td>暴風雪
特別警報</td><td>暴風
特別警報</td><td>大雨
特別警報</td><td>大雪
特別警報</td><td>高潮
特別警報</td><td>波浪
特別警報</td><td></td></tr>
<tr><td>警報</td><td>暴風雪
警報</td><td>暴風
警報</td><td>大雨
警報</td><td>大雪
警報</td><td>高潮
警報</td><td>波浪
警報</td><td>洪水
警報</td></tr>
<tr><td>注意報</td><td>風雪
注意報</td><td>強風
注意報</td><td>大雨
注意報</td><td>大雪
注意報</td><td>高潮
注意報</td><td>波浪
注意報</td><td>洪水
注意報</td></tr>
</table>
〈新設〉

イ　（略）
ウ　その他の情報
土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布）
</td>
<td>
第２節　災害発生直前対策
（略）
第１項　警報等の伝達等
（略）
１　風水害に関係する警報等の種類
（1）気象関係
ア　警戒レベル相当情報の特別警報、危険警報、警報、注意報
<table>
<tr><td>警戒レベル
５相当</td><td>レベル５
大雨特別警報</td><td>レベル５
氾濫特別警報</td><td>レベル５
高潮特別警報</td><td>レベル５
土砂災害特別警報</td></tr>
<tr><td>警戒レベル
４相当</td><td>レベル４
大雨特別警報</td><td>レベル４
氾濫特別警報</td><td>レベル４
高潮特別警報</td><td>レベル４
土砂災害特別警報</td></tr>
<tr><td>警戒レベル
３相当</td><td>レベル３
大雨特別警報</td><td>レベル３
氾濫特別警報</td><td>レベル３
高潮特別警報</td><td>レベル３
土砂災害特別警報</td></tr>
<tr><td>警戒レベル
２相当</td><td>レベル２
大雨特別警報</td><td>レベル２
氾濫特別警報</td><td>レベル２
高潮特別警報</td><td>レベル２
土砂災害特別警報</td></tr>
</table>
イ　警戒レベル相当情報以外の特別警報、警報、注意報
<table>
<tr><td>特別警報</td><td>暴風雪
特別警報</td><td>暴風
特別警報</td><td>大雪
特別警報</td><td>波浪
特別警報</td></tr>
<tr><td>警報</td><td>暴風雪
警報</td><td>暴風
警報</td><td>大雪
警報</td><td>波浪
警報</td></tr>
<tr><td>注意報</td><td>風雪
注意報</td><td>強風
注意報</td><td>大雪
注意報</td><td>波浪
注意報</td></tr>
</table>
ウ　（略）
エ　その他の情報
気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前、短時間大雪、竜巻注意/竜巻目撃 等）、気象解説情報（線状降水帯半日前予測、台風第〇号、大雨 等）、早期注意情報（警報級の可能性）、時系列情報（明日までの警報等の見通し）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） 等
</td>
<td>第２編Ｐ１０８</td>
</tr>
</table>